平成２４年（フ）第８５号
鹿児島県鹿屋市祓川町3928番地12、前住所鹿児島県鹿屋市西祓川町1133番地17
債務者　西村誠三郎
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
松江市山代町810番地１　市営中曽根アパート１―02号
債務者　田中　　悟
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９５号
松江市東津田町1059番地
債務者　藤原かおり
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１１号
熊本市南区銭塘町2831番地１
債務者　福田　卓也
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４９号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1034番地10
債務者　甲斐ルミ子
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５５号
熊本市南区近見１丁目12番33号　コーポカルチェ303号
債務者　梶谷　ユミ
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６１号
熊本市南区城南町下宮地914番地３
債務者　江藤さゆみ
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３５３号
熊本市東区尾ノ上１丁目29番１―303号　市営尾ノ上団地
債務者　長野千香子（旧姓田﨑）
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２３年（フ）第１８２０号
福岡市西区生の松原４丁目19番４号
破産者　ＰＰＦこと　藤井　洋介
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５号
福岡県福津市福間駅東１丁目１番１―211号
破産者　三島　隆由
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１８０号
福岡県朝倉市杷木久喜宮167番地
破産者　梶原　茂美
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５４号
川崎市宮前区馬絹2423番地　ヒルズ美里107号
破産者　石野　　茂
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２５号
福岡市東区高美台２丁目40番１号
破産者　藤野　良明
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３４３号
札幌市豊平区月寒東１条16丁目１番13号　コーポ月寒Ａ―203号、申立時の住所札幌市豊平区美園１条３丁目19―206号
破産者　佐々木政利
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３１号
仙台市宮城野区福室５丁目23番14―817号
破産者　佐藤　文子
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０号
宮城県遠田郡涌谷町字桜町裏127番地１
破産者　遠藤しづ子
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
埼玉県草加市瀬崎３丁目23番１号　青宙荘、破産開始決定時の住所埼玉県草加市金明町1173番地
破産者　小野澤伸幸
1　決定年月日　平成24年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係